

船舶事故調査報告書

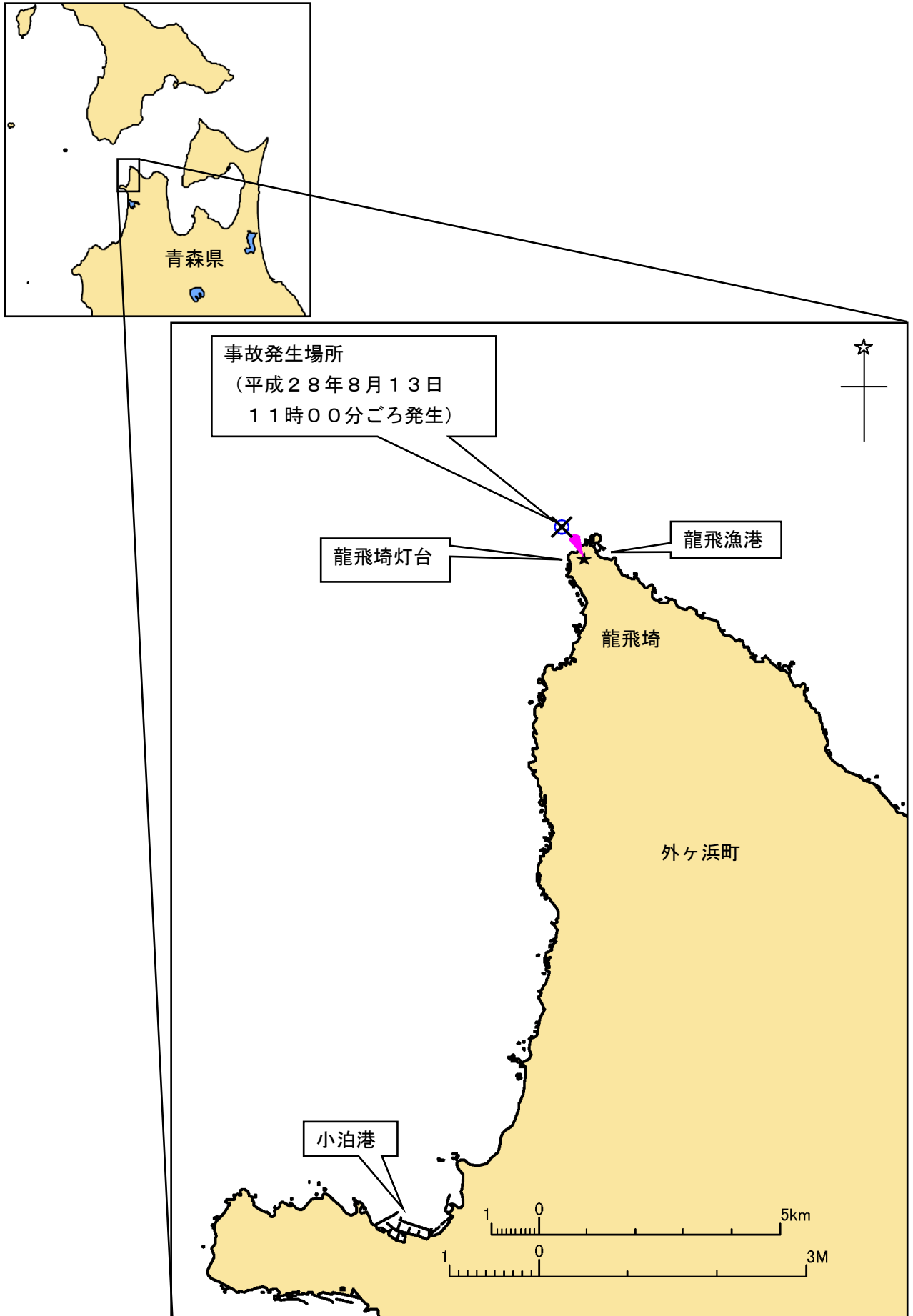
平成29年5月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成28年8月13日 11時00分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町龍飛埼北西方沖 龍飛埼灯台から真方位325° 800m付近 （概位 北緯41° 15.9′ 東経140° 20.2′）
事故の概要	遊漁船太郎丸は、航行中、釣り客1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成28年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 太郎丸、11トン 251-13339青森、個人所有 11.99m (Lr) × 3.69m × 1.24m、FRP ディーゼル機関、660.00kW（合計）、平成元年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年10月1日 免許証交付日 平成28年6月13日 （平成33年10月23日まで有効） 釣り客A 男性 63歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波向 北東、波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客5人を乗せ、平成28年8月13日08時00分ごろ龍飛埼北西方沖の釣り場に向けて青森県中泊町小泊港を出航した。 船長は、フライングブリッジに設けられた操縦席で操船に当たり、08時40分ごろ釣り場に到着して機関を中立運転とし、操縦席に腰を掛けた状態で周囲を見張り、海面上に跳び上がるまぐろを発見すると本船を発進させ、まぐろが着水時に生じる水しぶきの上の場所に向けて風上側から接近し、漂泊状態にして釣り客にルアー釣りをさせていた。

	<p>本船は、釣り場の移動と漂泊を繰り返し、北東方に船首を向けて漂泊していたとき、船長が、右舷前方500m付近に跳び上がったまぐろを発見したので発進し、機関を回転数毎分（rpm）約1,700として約17ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、水しぶきの上があった場所に向けて手動操舵により東進した。</p> <p>釣り客Aは、船首端から約2.2m後方の前部甲板右舷側に立ち、右手で手すりをつかみ、左手でさおを持った姿勢で、また、他の釣り客は、同甲板船尾側でそれぞれ待機し、次の釣りに備えた。</p> <p>船長は、前方に波高約1mの‘潮波が発生している海域’（以下「本件海域」という。）を認めたので、本件海域の約40m手前で機関を約1,000rpmに落とした。</p> <p>本船は、約10knの速力で本件海域に進入したところ、船首部が約1.5m上下動し、11時00分ごろ釣り客Aが待機していた前部甲板上で転倒した。</p> <p>船長は、直ちに本件海域を抜けて波浪のほとんどない海域に移動し、釣り客Aを他の釣り客が待機していた場所に運んで横にさせ、しばらく様子を見ていたものの、腰部と背部の痛みを訴えるので、他の釣り客に救急車の要請を依頼し、外ヶ浜町龍飛漁港に向かった。</p> <p>釣り客Aは、龍飛漁港から救急車で病院に搬送され、胸骨圧迫骨折、左下腿部裂傷と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生時の配置状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、機関の連続最大回転数が2,616rpmで、全速力前進時の速力が約25knであった。</p> <p>船長は、釣り客を乗船させてから本事故発生までの間、前部甲板にいる釣り客に対して同甲板船尾側への移動及び船体動揺に対する注意喚起を行っていなかった。</p> <p>船長は、本件海域に進入する際、減速すれば釣り客に危害が及ぶことはないと思っていた。</p> <p>釣り客Aは、釣り歴が約45年で、本船への乗船回数が約6回であった。</p> <p>釣り客Aは、本事故当時、ほぼ船首方向に視線を向けていたので、本船が本件海域に進入しようとしていることを認識していたものの、船首部の上下動を膝で吸収しきれず、2～3回目の上下動で転倒した。</p> <p>本船の前部甲板に設置された手すりは、甲板からの高さが約0.75mであった。</p> <p>本船の甲板上は、滑り止め加工が施されていた。</p> <p>船長及び釣り客は、全員、ベスト型の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、龍飛埼北西方沖において航行中、波高約1mの本件海域に約10knの速力で進入したことから、船首部が上下動し、前部甲板右舷側で手すりをつかんで立っていた釣り客Aが転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件海域に進入する際、減速すれば釣り客に危害が及ぶことはないと思っていたものと考えられる。</p> <p>釣り客Aは、本船が本件海域に進入しようとしていることを認識していたものの、船首部の上下動を膝で吸収しきれずに転倒したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、龍飛埼北西方沖において航行中、波高約1mの本件海域に約10knの速力で進入したため、船首部が上下動し、前部甲板右舷側で手すりをつかんで立っていた釣り客Aが転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、船長は、跳び上がったまぐろを発見して移動を始める前には、前部甲板の船尾側に釣り客を移動させることを徹底することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、潮波が発生している海域に進入する際、その旨を釣り客に周知するとともに、手前で十分減速すること。 ・釣り客は、遊漁船の航行中は、動揺の少ない場所で待機していることが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生時の配置状況

